

令和元年第3回永平寺町議会定例会議事日程

(23日目)

令和元年9月24日(火)

午前10時00分 開 議

1 議事日程

- 第 1 議案第39号 令和元年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 2 議案第40号 令和元年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第 3 議案第41号 令和元年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 第 4 議案第42号 令和元年度永平寺町上水道事業会計補正予算について
- 第 5 議案第43号 消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第 6 議案第44号 永平寺町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 第 7 議案第45号 永平寺町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第46号 永平寺町松岡福祉総合センター条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第47号 永平寺町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び永平寺町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第48号 永平寺町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第49号 永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第50号 永平寺町消防本部手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第51号 財産の無償譲渡について
- 第14 陳情第 1号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択について
- 第15 陳情第 2号 所得税法第56条の見直しを求める意見書採択について

## 2 会議に付した事件

- 第 1 議案第 39 号 令和元年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 2 議案第 40 号 令和元年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第 3 議案第 41 号 令和元年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 第 4 議案第 42 号 令和元年度永平寺町上水道事業会計補正予算について
- 第 5 議案第 43 号 消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第 6 議案第 44 号 永平寺町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 第 7 議案第 45 号 永平寺町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第 46 号 永平寺町松岡福祉総合センター条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第 47 号 永平寺町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び永平寺町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 10 議案第 48 号 永平寺町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 11 議案第 49 号 永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 13 議案第 50 号 永平寺町消防本部手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 13 議案第 51 号 財産の無償譲渡について
- 第 14 陳情第 1 号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択について
- 追加日程第 1 発議第 1 号  
地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
- 第 15 陳情第 2 号 所得税法第 56 条の見直しを求める意見書採択について

## 3 出席議員（14名）

- 1 番 松 川 正 樹 君
- 2 番 上 田 誠 君
- 3 番 中 村 勘太郎 君
- 4 番 金 元 直 栄 君
- 5 番 滝 波 登喜男 君
- 6 番 齋 藤 則 男 君
- 7 番 奥 野 正 司 君
- 8 番 伊 藤 博 夫 君
- 9 番 長 岡 千恵子 君
- 1 0 番 川 崎 直 文 君
- 1 1 番 酒 井 和 美 君
- 1 2 番 酒 井 秀 和 君
- 1 3 番 朝 井 征一郎 君
- 1 4 番 江 守 勲 君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

- |             |   |           |
|-------------|---|-----------|
| 町           | 長 | 河 合 永 充 君 |
| 副 町         | 長 | 山 口 真 君   |
| 教 育         | 長 | 室 秀 典 君   |
| 消 防         | 長 | 朝 日 光 彦 君 |
| 総 務 課       | 長 | 平 林 竜 一 君 |
| 財 政 課       | 長 | 川 上 昇 司 君 |
| 総 合 政 策 課   | 長 | 歸 山 英 孝 君 |
| 会 計 課       | 長 | 酒 井 宏 明 君 |
| 税 務 課       | 長 | 清 水 昭 博 君 |
| 住 民 生 活 課   | 長 | 佐々木 利 夫 君 |
| 福 祉 保 健 課   | 長 | 木 村 勇 樹 君 |
| 子 育 て 支 援 課 | 長 | 吉 川 貞 夫 君 |
| 農 林 課       | 長 | 野 崎 俊 也 君 |
| 商 工 観 光 課   | 長 | 森 近 秀 之 君 |

建 設 課 長	家 根 孝 二 君
上 下 水 道 課 長	原 武 史 君
上 志 比 支 所 長	山 田 孝 明 君
学 校 教 育 課 長	多 田 和 憲 君
生 涯 学 習 課 長	清 水 和 仁 君

6 会議のために出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	坂 下 和 夫 君
書 記	坂ノ上 恵 美 君
書 記	竹 内 啓 二 君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前10時00分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（江守 勲君） 開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

各議員におかれましては、何かとご多用のところご参集いただき、ここに23日目の議事が開会できますこと、心から厚くお礼申し上げます。

今定例会は、クールビズ期間に伴い、本町においても議会開催中の服装をノーネクタイで臨んでおりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき皆様のお手元に配付してありますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

なお、質疑につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 議案第39号 令和元年度永平寺町一般会計補正予算について～

～日程第2 議案第40号 令和元年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について～

～日程第3 議案第41号 令和元年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について～

～日程第4 議案第42号 令和元年度永平寺町上水道事業会計補正予算について～

○議長（江守 勲君） 日程第1、議案第39号、令和元年度永平寺町一般会計補正予算についてから日程第4、議案第42号、令和元年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでの4件を一括議題とします。

これより第3審議を行います。

議案第39号から議案第42号までの4件について、1件ごとに行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

日程第1、議案第39号、令和元年度永平寺町一般会計補正予算について、自由討議の提案ありますか。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 討論なしと認めます。

議案第39号、令和元年度永平寺町一般会計補正予算についての件は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第2、議案第40号、令和元年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について、自由討議の提案ありますか。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第40号、令和元年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についての件は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第41号、令和元年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について、自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第41号、令和元年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についての件は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第42号、令和元年度永平寺町上水道事業特別会計補正予算について、自由討議の提案ありますか。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 討論なしと認めます。

採決します。

議案第42号、令和元年度永平寺町上水道事業特別会計補正予算についての件は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第5 議案第43号 消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について～

～日程第6 議案第44号 永平寺町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について～

○議長(江守 勲君) 次に、日程第5、議案第43号、消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてから日程第6、議案第44号、永平寺町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてまでの2件を一括議題とします。

これより第3審議を行います。

議案第43号から議案第44号までの2件について、1件ごとに行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

議案第43号、消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 討論に入ります。討論ありませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 討論があります。

討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

4番、金元君。

○4番(金元直栄君) 議案第43号、消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてですが、私は反対の立場であります。

その第1の理由は、いわゆる消費税の10%への移行、確かにそこからいろんな福祉施策へお金を回すというふうなこともありますけれども、これまで消費税

が導入されて以降、ほとんど福祉関係には使われてこなかったという歴史からも非常に問題の多い引き上げだと思っています。

さらに、特に自治体の公共施設については、収入で消費税をふやすことに、今度の条例はそういうことになりますが、ふやすことになっても、その集めた消費税を納めることはありません。だから、本来、消費税増税分を上乗せする必要はないと私は思っています。

そのことを考えると、やはり住民負担につながるこの公共料金を引き上げるといふ、消費税引き上げを口実に公共料金を引き上げるといふそういう内容については反対の立場をとっていきます。

○議長（江守 勲君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。ほかに討論ありませんか。

ないようですから、これで討論を終わります。

これから議案第43号、消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（江守 勲君） 起立多数です。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第44号、永平寺町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 討論に入ります。討論ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 討論の提案があります。

討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） では私は、反対の立場から討論させていただきたいというふうに思っております。

今回のこの条例の制定は、現在、会計任用制度で町がやっている嘱託職員、その方々の、または非常勤と言われる方々の身分を新たにし、給与とか勤務とか超



過勤務、または退職手当等のそういうものを設けるによって処遇改善にもつながるといふ規則というものではありませんが、嘱託職員の身分を明確にするものでありますけれども、そういうところでは評価するところであります。

しかしながら、この条例を見ますと、2条でフルタイム任用職員というものは、要は2条で常勤職員と同じ勤務体系をする職員という形になっております。また、4条から10条においても、一般職の給与に関する条例に基づく新たな給与、そういう体系を職種ごとに決めていくというものであります。

そういうことから考えますと、特に今現在、当町でもあります保育士であるとか調理師の方々は、常に必要な人員の必要数というものが現在あるというふうに思っておりますし、実際そういう中からその制度が成り立っている形になっていきます。

今般の補正予算でも不足する人員、処遇の悪さ、賃金とかの悪さですが、その中から人材を確保できないということから、人材派遣センターに委託する、そういうのをお願いするという形でいます。これは1,350円。825円から見ると物すごく高い金額になるわけですが、その人材不足の要因というのは、その処遇によるものだというふうに思っております。

そういう観点から、庁舎内に同じ勤務をしながら、正規の職員と非正規——嘱託職員ですが、職員の制度に対して階層別に分けてしまう。また、恒久化する制度につながるというふうに考えております。

そういうことから考えると、今回の処遇改善とはいえ、原則的には賛成できるものではなく、階層的なところをつくる、また恒久的になるということから考えて、原則的にはそういう制度をつくることに関しては賛成はできかねるので、私は反対の立場をとり、皆さんにその旨をぜひわかっていただきたいというふうに思っておる次第であります。

以上です。

○議長（江守 勲君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 今回の条例制定については、今までの非常勤職員の給与も含めての環境整備でありますし、それは向上するということでありますから、どう考えても処遇改善ですから賛成です。

何の反対する理由もないと思っております。

○議長（江守 勲君） ほかに討論ありませんか。

原案に反対者の発言を許します。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 今回のいわゆる会計年度任用職員の条例制定の問題ですが、一定の待遇改善というのがあるのは認めます。

ただ、この制度を条例化することによって、1つは職員の、現在でも二重構造になっている。単労職、一般職、二重構造になっているのを、三重構造にして定着化するものという意味では、やはり問題だと思っています。

2つ目には、一定期間の働いた人たちの更新。こういうときにはやはりこの法律の内容でいうと公募によることを義務づけている。これになりますと、やはりこれまで町に臨時として、非常勤職員として働いてきた人たちのいわゆる町のいろんな仕事に対する貢献、これらについて評価されなくなる。いわゆる継続性の問題に大きな問題があると思っています。働くということは生活の糧を得るということですから、やはり安定して働ける条件づくりというのはかなめだと思えます。今の公務員全体がそうです。いわゆる非正規雇用の問題でいうと、3年働けば正社員にしなければいけないという国の法律があるんですが、公務員制度そのものがそれをこれまでも破ってきたというところに大きな問題があると思えます。

先ほども言いましたように一定の待遇での改善もありますけれども、それらを考えるともう少し働く人の立場に立った抜本的な改定が必要じゃないかということをおもっていますので、これについては不十分ということで反対の立場をとっていきます。

○議長（江守 勲君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

9番、長岡君。

○9番（長岡千恵子君） 私は賛成の立場をとらせていただきたいと思います。

その理由といたしましては、人間、働く以上は、やはり全ての方が正規職員で働くというのが一番望ましい形だろうとは思いますが、その人の置かれている家庭の環境及びその他の事情によりまして、フルタイムあるいは普通の正規の職員として働けない環境にある方もいらっしゃると思います。その中で、やはり少しでも家計の足しにして豊かな暮らしをしていくためには、ある程度時間を短縮してでも働きやすい環境にしていくためには、この会計年度任用職員というのは今までと違って、今までより以上に、そういうパートタイムで働く方の環境がよくなるのではないかとこのように考えますので、賛成の立場をとらせていただき

たいと思います。

○議長（江守 勲君） ほかに討論はありませんか。

ないようですから、これで討論を終わります。

これから議案第44号、永平寺町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（江守 勲君） 起立多数です。

したがって、本件については原案のとおり可決されました。

～日程第7 議案第45号 永平寺町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

～日程第8 議案第46号 永平寺町松岡福祉総合センター条例等の一部を改正する条例の制定について～

～日程第9 議案第47号 永平寺町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び永平寺町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について～

～日程第10 議案第48号 永平寺町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

～日程第11 議案第49号 永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について～

～日程第12 議案第50号 永平寺町消防本部手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第7、議案第45号、永平寺町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第12、議案第50号、永平寺町消防本部手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてまでの6件を一括議題とします。

これより第3審議を行います。

議案第45号から議案第50号までの6件について、1件ごとに行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

日程第7、議案第45号、永平寺町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について、自由討議の提案ありますか。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 討論なしと認めます。

採決します。

議案第45号、永平寺町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第46号、永平寺町松岡福祉総合センター条例等の一部を改正する条例の制定について、自由討議の提案ありますか。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 討論があります。

討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

4番、金元君。

○4番(金元直栄君) これは消費税の増税に伴う料金の改定。町としては徴収した消費税を納める必要がないのに公共料金に転嫁する。ある意味、矛盾したやり方だと思っています。確かに一定の維持費等の消費税による負担というのはふえてきますけれども、本来、公共料金は消費税を含めた金額にするというやり方については反対です。

以上の立場です。

○議長(江守 勲君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

ないようですから、これで討論を終わります。

これから議案第46号、永平寺町松岡福祉総合センター条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(江守 勲君) 起立多数です。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 9、議案第 47 号、永平寺町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び永平寺町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、自由討議の提案ありますか。

討論に入ります。討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

議案第 47 号、永平寺町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び永平寺町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 48 号、永平寺町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、自由討議の提案ありますか。

討論に入ります。討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

議案第 48 号、永平寺町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 11、議案第 49 号、永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、自由討議の提案ありますか。

討論に入ります。討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

議案第 49 号、永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての件は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第50号、永平寺町消防本部手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、自由討議の提案ありますか。

討論に入ります。討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

議案第50号、永平寺町消防本部手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての件は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第13 議案第51号 財産の無償譲渡について～

○議長(江守 勲君) 次に、日程第13、議案第51号、財産の無償譲渡についてを議題とします。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

討論に入ります。討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

議案第51号、財産の無償譲渡についての件は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第14 陳情第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択について～

○議長(江守 勲君) 次に、日程第14、陳情第1号、地方財政の充実・強化を求める意見書採択についての件を議題とします。

本件は、去る令和元年9月2日、総務産業建設常任委員会に付託された議案で

あります。

皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

3番、中村君。

○総務産業建設常任委員長（中村勘太郎君） 陳情第1号、地方財政の充実・強化を求める意見書採択についてでございますけれども、この内容、趣旨については、2020年度の政府予算、地方財政の検討に当たっては、歳入歳出を的確に見積もり、人的サービスとして社会保障予算の充実、地方財政の確立を目指すため、政府に対し意見書の提出を陳情するものでございます。

審議の主な意見でございますけれども、保育の無償化、また森林環境譲与税など国の新たな政策に対する財政確保及び社会保障費を初めとする地方の財政需要に対するための地方財政の充実強化を求めるものであり、委員会としては全員一致で採択したものでございます。

皆さんの妥当なご決議を賜りたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（江守 勲君） これより委員長の報告に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

自由討議の提案ありますか。

討論に入ります。討論ありませんか。

ないようですから、陳情第1号、地方財政の充実・強化を求める意見書採択についての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長報告は採択です。本件を委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（江守 勲君） 起立全員です。

よって、本件は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

暫時休憩いたします。

（午前10時27分 休憩）

---

（午前10時43分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開します。

ただいま、中村君外2名から、発議第1号、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についての件が提出されました。

本件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題といたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすること決定しました。

～追加日程第1 発議第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について～

○議長（江守 勲君） 追加日程第1、発議第1号、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についての件を議題とします。

議案の朗読をさせます。

事務局長。

○議会事務局長（坂下和夫君） 朗読いたします。

発議第1号

地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、永平寺町議会会議規則第14条の規定によって提出します。

令和元年9月24日

永平寺町議会議長 江 守 勲 様

提出者 永平寺町議会議員 中 村 勲太郎

賛成者 〃 酒 井 秀 和

〃 〃 川 崎 直 文

地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応、大規模災害



を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面しています。

一方、地方公務員をはじめとした公的サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立をめざす必要があります。

政府の「骨太の2018」では「（地方）の一般財源総額について2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」とされ、2019年度の地方財政計画でも、一般財源総額は6兆7072億円（前年比+1.0%）となり過去最高水準となりました。

しかし、一般財源の増額分も、保育の無償化などの国の政策に対応する財源を確保した結果であり、社会保障費関連をはじめとする地方の財政需要に対応するためには、さらなる地方財政の充実・強化が求められています。

このため、2020年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立をめざすことが必要です。このため、政府に以下の事項の実現を求めます。

#### 記

1. 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。
2. 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。とりわけ、保育の無償化に伴う地方負担分の財源確保を確実にはかること。
3. 地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを反映しておらず、見直しを行うこと。
4. 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源確保をはかること。
5. 2020年度から始まる会計年度任用職員の処遇改善のための財源確保をはかること。
6. 森林環境譲与税の譲与基準については、地方団体と協議を進め、林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直しを進めること。

7. 地域間の財源偏在性の是正のため、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。

同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないよう対応をはかること。

8. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

9. 2019年度の地方財政計画でも4兆円規模の財源不足があることから、地方交付税の法定率を引き上げ、臨時財政対策債に頼らない地方財政を確立すること。

10. 自治体の基金残高を、地方財政計画や地方交付税に反映させないこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和元年9月24日

福井県吉田郡永平寺町議会

提出先

安倍晋三内閣総理大臣、菅 義偉内閣官房長官、高市早苗総務大臣、  
麻生太郎財務大臣、菅原一秀経済産業大臣、  
北村誠吾内閣府特命担当大臣（地方創生規制改革担当）、  
西村康稔内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）

以上でございます。

○議長（齋藤則男君） 次に、提案理由の説明を求めます。

3番、中村君。

○総務産業建設常任委員長（中村勘太郎君） ただいま事務局から朗読はありましたけれども、この意見書の提出に当たって提案理由の説明をさせていただきます。

まず、地方財政の充実・強化を求める意見書の提案の理由ですけれども、地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、また高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応、一つは地域交通の維持など果たす役割が拡大する中での人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応、また大規模

災害を想定した防災・減災事業の充実など、新たな政策課題に直面しております。

また一方、地方公務員を初めとして公的サービスを担う人材が限られている中での新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要があります。

このため、2020年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指すことが必要でございます。このため、政府に以下事項の実現を求めることが提案の理由でございます。

今、提出がありました記の下記から記述は10項目のとおりでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（江守 勲君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

発議第1号、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についての件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり可決されました。

よって、原案のとおり意見書を関係官庁に提出することに決定しました。

～日程第15 陳情第2号 所得税法第56条の見直しを求める意見書採択について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第15、陳情第2号、所得税法第56条の見直しを求める意見書採択についての件を議題とします。

本件は、去る令和元年9月2日、総務産業建設常任委員会に付託された議案であります。

皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

3番、中村君。

○総務産業建設常任委員長（中村勘太郎君） それでは、陳情第2号、所得税法第5

6条の見直しを求める意見書採択について御報告させていただきます。

内容につきましては、家族従業員の人権保障の基礎をつくるために、政府に対して意見書の提出を陳情するものとなっております。

また、委員会での主な意見といたしましては、平成28年に不採択となり、今回2回目の陳情となる案件であります。陳情の内容は前回と同様である。陳情内容が所得税法第56条の見直しか廃止を求めるか不明確な内容となっております。見出しもそのとおりとなっている。

また、国は制度見直しを約束している中でのこの採択については、委員会では1人が賛成、5名が反対ということで、不採択となっております。

以上、審議を賜り、妥当なご決議を賜りたくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（江守 勲君） これより委員長の報告に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） この内容は前回も出ていますけれども、現在、自民党もしくは政府の中でも見直しの論議を行っているところだと私は聞いています。

この意見書を提出することは、いわゆる遅々として進まない状況を打開するためにも地方から声を上げるべき内容だと私は思っているんです。

意見の中には、56条の見直しを求める意見書採択ということで廃止になっている、整合性がという声もあるようですけれども、廃止しろという見直しを提案している内容でもあります。これは現実的に内容を見てみるとよくわかると思うんですが、委員長さんにお聞きしたいのは、いわゆる中小企業は家族で働いた、要するに家族労働で支えられているのが実態ですけれども、家族の従業員の働き分、例えば配偶者とか親族が事業に従事したとき、その対価の支払い。公務員は再任用制度というのがありますけど、それらも認められていない、対価の支払い。これは必要経費にも算入できないという状況になっている。これがもたらすものとしては、収入がないわけですから、ある意味、車や住宅ローンが組めないという実害もあるということ、実際ここに書いてあるとおりです。

そういう内容を考えると、本当に早く論議を進めてほしいという意味でも、この陳情書、採択して国に意見書をぜひ出していただきたいと私は願っています。その辺、いかがでしょう。

○議長（江守 勲君） 3番、中村君。

○総務産業建設常任委員長（中村勘太郎君） ただいまのご意見でございますけれども、やはり家族の配偶者等々における所得の枠の減少で、なかなかそういった待遇が受けられない中、これはごもっともなご意見だと思います。

しかし、国のほうでは、ただいま見直し中というさなかでございます。ここにおいて、こういった意見書等々においても、先ほども申し上げましたとおり、委員会においてそういった確認をさせていただき、委員の中での意見も吸い、そういった妥当な決議をさせていただいたところでございます。

そういったことで、国の見直し中の中で早急にやっておられるというふうなことも聞いておりますので、そういうふうなことでただいまの決議とさせていただいたところでございます。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） 論議の中で、要は中小企業、いろんな家での商売とかやっている中で、当然配偶者、それから今言う親族の方が働いてる。そういう方々が必要経費を認められないという内容の中から、そういう現実はどう見るのかというのが1点。

2点目は、今、国のほうでもその見直しを検討している。そして、今実際、その廃止の意見書は全国384自治体、今後ともふえている形ですが、そういう形でそれぞれの自治体が見直しに対して意見書を出しているということが、政府に対して今の住民の声を持ち上げるという意味から、そういう面を採択、要は意見書を出すということに関してどういうふうな発言があったかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（江守 勲君） 3番、中村君。

○総務産業建設常任委員長（中村勘太郎君） ただいまの家族等々、近親者等の必要経費等々のただし方でございますけれども、これらについてもいろいろ税の申告の方法は、青色申告、また白色申告というようなことでのそういった方向性がなされていると。そこでしっかりとした対応を今最近では誰でもができるようなソフトも開発されているようなこともあります。

そういうふうなことで、委員会としてはそういうふうに対応しているさなかのことでございますので、そういうふうに対応をされたところでございます。

○2番（上田 誠君） 全国で384自治体が廃止の意見書を提出している…。

○総務産業建設常任委員長（中村勘太郎君） そうですね。ただいまこれ、平成27

年の資料等々においては、所得税法第56条の廃止の声の自治体、384自治体の一覧表がここに記されているとおりでございます。

今も現在、そういった意見書提出がふえているさなかだとは思われますけれども、今のところ、こういったことについては、先ほども申し上げましたとおり国の動向、それを勘案しまして、我々の答えとさせていただきますので、ひとつよろしくお読み取りいただきたいと思っております。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

○4番（金元直栄君） 暫時休憩。

○議長（江守 勲君） 暫時休憩いたします。

（午前11時01分 休憩）

---

（午前11時01分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

自由討議の提案ありますか。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 討論があります。

討論に入ります。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 委員長の報告は不採択でありますけれども、私はこの陳情について、今、自民党の中でも、政府も含めて見直すべきだということで論議されていると聞いています。つまり見直しの検討という意味では、問題点があるからということです。

旧態依然とした内容のものは早く見直すべきで、その論議を促進してもらうためにも趣旨を採択して意見書は提出していくべきだと思っています。特にその内容は、中小企業においては家族労働が主体です。その家族労働の労賃、これを必要計上できないということになれば、本当に、ここにも書いてあるように車のローンや住宅ローンも組めない、そういうことにもなります。

要するにその家から別のところに若い人が移って、そこから単純に家族労働を

支えるということがなかなか難しい状況がある。それがわかっていながら、これが残っているという状況ですから、私はやっぱり国の論議を一刻も早く促進してもらうために、この意見書は採択すべきだと考えています。

以上です。

○議長（江守 勲君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

12番、酒井秀和君。

○12番（酒井秀和君） 私からは、反対の立場で述べさせていただきます。

所得税法第56条に関しましては、これを原則としつつも、第57条では事業に専従する親族である場合の必要経費の特例等の規定を設けています。青色申告書については、帳簿等により家計と事業の分離や給与支払いの実態を確認できることから、家族従業員への給与の実態による経費算入を認めています。

政府は、2019年3月28日の議事録を確認すると、引き続き丁寧に検討していくと答弁しております。現在のところ、町村議会の権限には属さないものと思います。

また、本陳情の表題では、所得税法第56条の見直しを求めています。文章内の要旨では、「見直すべき」と記すべきところを「廃止すべき」と記されており、目的の整合性に欠けております。

以上の点で私は反対とします。

○議長（江守 勲君） ほかに討論ありませんか。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） 私、採択の賛成という意味で討論させていただきます。

この56条、そして57条でも、そういうものを認めているという観点の中から、当然、いろんな税法の中を、国はそういう制度の問題を解決しようということで見直しを図っている。そういうことであるならば、ぜひとも今の現状を見て、それからそれぞれの全国の情勢を見ると、ぜひとも当議会でもその見直しについては意見書を出して行政に促すということが必要かと思っておりますので、採択の立場をとりたいと思います。

○議長（江守 勲君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

11番、酒井和美君。

○11番（酒井和美君） こちらの陳情のほうなんですけれども、個人事業者の家族従業員の人権保障を求めるということであるんですけれども、そもそもなんです

けれども、日本においては自営業に従事する事業主側の立場の人間というのは全て労働基準法にも守られず、フランスやドイツのような欧米のように日曜日の営業を禁止するような法律ですとか、営業時間を制限するような法などで守られているようなこともないという状況の中で、最近ではフランチャイズの事業者が企業に対して24時間営業や年中無休営業に対する規制緩和を求める動きなども起きている状態です。

その中で、この陳情というのは家族従業者の人権保障を求めているわけですが、今の社会の中で問題になっているのは自営業に従事する事業主側全体の人権保障ということが大事になっていると思います。

この陳情の中ではそういった視点を欠いている部分もございますので、この陳情のみを支持するというよりは、政府のほうで今、働き方改革が進む中で事業主の全体の人権が保障される社会が実現してから後、これもあわせて政府のほうで根本の所得税法第56条の改正、廃止についても段階を追って見直されていくべきものと思いますので、私はこちらの陳情は不採択、反対の立場とさせていただきます。

○議長（江守 勲君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） ないようですから、これで討論を終わります。

陳情第2号、所得税法第56条の見直しを求める意見書採択についての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長報告は不採択です。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（江守 勲君） 起立多数です。

よって、本件は委員長報告のとおり不採択することに決定しました。

暫時休憩いたします。

（午前11時09分 休憩）

---

（午前11時09分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。



これもちまして本日の日程は全て議了しました。

本日はこれもちまして散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決定しました。

本日はこれをもって散会します。

なお、あす9月25日から10月14日までを休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

よって、あす9月25日から10月14日までを休会とします。

なお、休会中の10月2日に決算認定に係る現地視察を行います。

10月15日は、午前9時より本会議を開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願ひします。

本日はどうもご苦労さまでした。

(午前11時10分 散会)